

■公園区域における「演奏行為」にかかる利用許可基準

適用する規制の仕組み 行為の態様	行為許可 (条例第3条1項4号)	占用許可 (法第6条各項)
①単独（1～2名程度）の演奏行為 （趣味の範囲・短期）	—	—
②コンサート（100人程度） （観客前提、ステージ・工作物等 設置なし、短期）	○ チェックリストD適用	—
③コンサート（100人程度） （観客前提、ステージ・工作物等 あり、短期、実質占用面積500 ㎡程度）	○ チェックリストE適用	○ （同左）
④イベント内コンサート（500人程度 以上） （観客前提、不特定多数集合、短期、 実質占用面積1,000㎡以上）	○ チェックリストF適用	○ （同左）
⑤大規模コンサート（500人程度以上） （観客前提、不特定多数集合又は500 人程度以上固定席、短期、実質占用 面積 1,000㎡以上）	○ チェックリストG適用	○ （同左）
⑥ビデオライブ上映（100人程度） （観客前提、ステージ・工作物等 あり、短期）	○ チェックリストE適用	○ （同左）
⑦海岸区域との複合的な開催	○ （海岸区域内行為と厳 密に切分けて適用）	○ （同左）
⑧継続的な開催（3日間まで）	○ （規模により上記適用）	○ （同左）